

第六十一回 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第七号

昭和四十四年五月十五日(木曜日)

午後一時十四分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

藤田 進君

補欠選任

森中 守義君

出席者は左のとおり。

理事

平島 敏夫君

横山 フク君

森 元治郎君

矢追 秀彦君

委員

岩動 道行君

石原慎太郎君

金丸 富夫君

鍋島 直紹君

船田 譲君

鈴木 力君

竹田 現照君

森中 守義君

大和 与一君

向井 長年君

衆議院議員

修正案提出者

石川 次夫君

国務大臣

木内 四郎君

政府委員

平泉 渉君

科学技術政務次官

科学技術庁長官

官房長

科学技術庁研究

調整局長

馬場 一也君

石川 晃夫君

本日の会議に付した案件

○宇宙開発事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○適合審査会に関する件

(理事矢追秀彦君委員長席に着く)

○理事(矢追秀彦君) ただいまから科学技術振興

対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

五月十二日、藤田進君が委員を辞任され、その

補欠として森中守義君が選任されました。

○理事(矢追秀彦君) 宇宙開発事業団法案を議題

といたします。

まず、衆議院の修正部分について、修正案提出

者である石川次夫君から説明を聴取いたします。

石川衆議院議員。

○衆議院議員(石川次夫君) 衆議院におきまし

て、宇宙開発事業団法案に對しまして、第一条、

目的に對する修正を行ないました。私は四党を代

表しまして修正案の趣旨説明を行ないました関係

で、きょう皆さんのところで御説明を申し上げる

わけでありましても、四党の代表意見とい

うより、若干私見がまじるかもしれませんが、

その点はあらかじめ御了承を願いたいと存じま

す。

宇宙開発は、御承知のとおり、最近宇宙時代と

いわれておりまして、アメリカにおける宇宙開発

の成果としての波及効果というものは相当高く評

価をされ、関心を持たれて今日に至っているわけ

であります。たとえば、ロケット関係、材料関

係、加工関係、動力関係、あるいはメカニズム、

コンピュータ、試験機、測定機、あるいは医学

への応用、こういう各方面への波及効果というも

の幅広く知られておりまして、日本においてもど

うしても宇宙開発というものをやらなければならぬという機運が盛り上がり、先般の国会におきましては宇宙開発委員会というものが持たれたわけでありましても、今回、どうしてそれをさらに発展させるための宇宙開発事業団構想となつて法案提出をされたわけでありま

す。ただ、この波及効果についてだけ申し上げますという、御承知のように、アメリカでは、宇宙関係の予算がいまままでに大体十五兆円、アポロ計画だけで大体八兆六千億円という膨大な予算を費やしておりますし、それから月着陸船のごときは、大体グラマン社でつくっているわけでありましても、トシ当たり二千万ドル、大体金の十五倍という膨大な予算を使ひまして、このような波及効果というものが期待できたわけでありまして、日本がいまから行なうことを通じてこのような波及効果は直ちに期待できな

いと思ひますけれども、しかし、日本は日本なりに、やはり全体の技術水準というものを上げるための宇宙開発の効果というものは相当評価をしてよろしいのではなからうかという点と、同時に、宇宙衛星、最近考えておりますのは、四十八年度に静止通信衛星が考えられておりますけれども、航行衛星あるいは気象衛星、測地衛星、それから、後進国開発のためのいろいろな衛星やあるいは地下資源探査のための衛星というものが直接的効果として期待をされておるわけでありま

す。そういうことで、この前の宇宙開発委員会が制定をされますときに、われわれとしては、この宇宙開発がもろ刃の剣であつて、軍事転用になるのではないかという点に非常な危惧を持ったわけでありま

す。そういうことで、この前の国会の最終にあたりまして、佐藤総理大臣の出席を仰ぎまし

て、まず、宇宙開発委員会をつくるに先立つて開発基本法というものを先行させるべきではないか、それから二番目としては、これはあくまで平和目的に限るということ、その理念というものを徹底させるべきではなからうか、それから、軍事機密というものをこれによって導入するような危険はないのか、こういう点を質問をいたしたわけでありましても、佐藤総理は、いずれ宇宙開発基本法は必ずつくる、それからさらに、平和的目的、それから自主、民主、公開の原則によるということ、宇宙開発基本法の中に取り入れる、それからさらに、軍事機密は絶対に日本には持ち込まない、こういう確約をいたしました。実は、宇宙開発基本法をつくらうと努力をしたわけでありま

すけれども、この宇宙開発基本法というものは世界のどこにも前例がないわけでありまして、社会党におきましては要綱をつくり法制化を急いでおるわけでありましても、また、法制局でもなかなかいろいろな難点がありまして、法制化される段階に至っておりません。

そういうことで、宇宙開発基本法ができなければ、それにかわるべき何か「平和目的に限る」という歯どめを設けるべきではないか、こういうことで、宇宙開発事業団法案の第一条に、「宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。」というところに、一等最初に、宇宙開発事業

団は平和の目的に限るということをはっきり明確にすべきではないか。参考までに申し上げますと、先般、動力炉・核燃料開発事業団法をつくられたときにも、第一条の目的の中には「平和の目的に限り、」ということが明記をされておるわけでありま

は、御承知のように、原子力基本法に基づいて平和目的に限るということを確認しておるにもかかわらず、念を押して第一条に書かれておる。ところが、今度の宇宙開発事業団法には、平和の目的に限るということが書いてないということが一応問題になりまして、これを入れるということを四党から提案をし、これが認められたわけであります。

ついでに申し上げておきますという、ただ、この宇宙開発事業団の行なう事業というのは、衛星及び打ち上げ用ロケットということになるわけでありまして、それ以上、宇宙における非核原則みたいなものを確立する必要があるのではないかと、やはり四党提案でできました。「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」というものをわが院においてはっきりと決議をするという、これは決議をされまして、それが二つの柱になって、平和利用ということを確認するという運びになっております。この決議は、別に参議院のほうの審議を拘束するつもりは毛頭ございせんが、われわれのほうの経過として御報告する義務があるかと思っております。それから各党とも、衆参両院を通じて、この決議案については御了解を得たように伺っておりますので、念のために申し上げておきたいと思ひます。

決議の本文を申し上げますという、わが国における地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙に打ち上げられる物体及びその打上げ用ロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉をはかり、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためこれを行なうものとする。

というところが本院で満場一致決議になっておることを御報告を申し上げます。ただ、ここに書いてあります趣旨は、宇宙というものの定義は、まだ国際的学問的にも確立されておりませんで、われわれとしてはいわば若干の

無理はあったのでありますけれども、「地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙」というところは大体百キロぐらいをめどとして考えております。百キロ以下は大体飛行機も飛んでおる。あるいはまた、百キロ以内では宇宙の衛星というものは飛ぶことができない。天文学者の国際的な通念としては、「地球上の大気圏の主要部分を超える宇宙」というものが百キロ程度以上、こういう宇宙に対して打ち上げられる衛星のみならず、あらゆる物体及びその打ち上げ用ロケットの開発及び利用は平和目的の利用に限るということを確認したわけであります。

さらにつけ加えて申し上げますという、平和の概念は、国際的に、非侵略という考えと非軍事という考え方がございますけれども、これははっきりと、非軍事である、非核である、こういうことを明確にしておりますことをつけ加えて御報告にかえる次第でございます。

○理事(矢追秀彦) これより、本法案に対する質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言願います。森君。○森元治郎君 例によって、一とおりの事業団の設立の目的とすると五、六点伺います。私は「宇宙開発事業団」という名前がきらいな感じがする。あまりでかいから、宇宙とは何だというのかわからないのだ。しかし、アメリカでもどこでも、だんだんこれを使っているから、内容を見ると、単に目的がたいへん小さくて、三万五千八百キロですか、三万六千キロぐらいのところ、静止衛星を打ち上げるのが事業団のいまの目的だとするならば、「宇宙開発」と言わず、核燃料よりもっと具体的にはつきりすれば「委員会」でも、「衛星事業団」でも、もっとはつきりするのじゃないか、内容を限定すれば。特に「宇宙開発」と言うのは、将来どういうことを含もうとするのか。将来、こういうことも含めて、その一歩として人工衛星を考えていくということなのか。その間の設立の目標はどこにあるのか、伺いた

い。

○國務大臣(木内四郎君) 御案内のように、宇宙開発は非常に急速に発展をいたしました今日の段階において、明日を予測し得ないような急速な発展を示しておりますので、今回の事業団も、少し名前は大きいようでありまして、「宇宙開発事業団」、こういうことにしたわけです。いまお話のように、こまかに規定するというのも、これは一つの考え方ですけれども、無限に発展していく宇宙開発を、法律によって発展を閉ざすということは適当でないのではないかと。そこで「宇宙開発事業団」ということにして、わが国はやや外国に対して立ちおくれている感がありますけれども、外国に対して追いついて、さらに追い越していく、こういう心がまえをここに示しているの

であります。なお、法文その他の詳細なことは、局長のほうから答弁いたします。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま大臣からお話でございまして、この宇宙開発におきましては相当規模が大きくなるわけでございます。私たちがしましては、やはり将来の動向というのを見まして宇宙開発というものを進めていきたいというところでございしますが、当面、わが国の国力等を勘案いたしますと、やはり現時点においては、人工衛星並びに人工衛星打ち上げ用のロケットというようなものの開発を始めまして、逐次宇宙開発ということに進んでいきたいと存する次第でございます。宇宙開発は相当範囲が広いわけでございます。今後どのようにして宇宙開発を進めていくかという問題につきましては、総理府の中に宇宙開発委員会を設けまして、そこにおいて逐次検討を進めていくということになっております。この宇宙開発委員会におきまして、今後の日本における宇宙開発計画というのが今後逐次策定されていくものと存じておる次第でございます。

○森元治郎君 道路事業団のように「衛星事業団」のほうがちつとするのだと思うのですが、もう一回聞きたい。ただ、将来発展するもの

として大きな網をかけたようにけれども、事業団ということの性質から見れば、そのほうがもっと端的に、しかも活発に動きそうな形式になるんじゃないかと思うがどうでしょう。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま申し上げましたように、宇宙開発は相当いろいろなものがあると思いますが、当面、やはり基礎になりますものは、この人工衛星と、それを打ち上げます人工衛星用のロケットでございます。これが基礎になります。その後にございまして、その衛星を利用いたしまして、通信衛星とか、あるいは気象衛星、こういうようなものを使って、それぞれ宇宙そのものの利用を進めていくこともできるわけでございますが、そのほか、宇宙におきます学術研究的なものがあるわけでございます。そのような趣旨からいたしまして、やはり現段階におきましてこの内容としては、衛星及びロケットということとでございしますが、将来、宇宙の探索とか、そういうものもそう遠い将来ではないというように考えまして、やはりこの事業団におきまして「宇宙開発」ということで進んでいいのではないかと、このように考えている次第でございます。

○森元治郎君 私は、やはりこの人工衛星の打ち上げも当面の目的だが、宇宙の学術的な開発ということも併記したって、大臣がおっしゃるような趣旨ならば、それを大眼目に掲げて、それからあとに、当面人工衛星だというふう書いてあれば、開発事業団の名にふさわしいと思うのですが、内容はたいへん小さい。宇宙も、三万六千キロ衛星の話になるとたいへん小さいので、気宇大にもっとやったほうが名前に恥じないのじゃないかというふうに申し上げた。しかし、もう法案として出てきたのだからかたがたないが、私はそういうほうが至当ではなかったかと思うのです。宇宙の定義がわからぬというが、現在わかつて

いる宇宙の定義、どんな定義がありますか。○政府委員(石川晃夫君) この宇宙の定義につきましては、現在、国連の宇宙平和利用委員会にお

お

いて検討しているわけでございまして、その説につぎましては九つほどあるわけでございます。それは、いろいろな分類のしかた、考え方によって、このような多くの説が出てきたわけでございますが、順次これを申し上げますと、まず、大気の組成というもののからこの宇宙というものを考えるという考え方がございます。これは、大体高さにいたしますと約百キロ程度、いわゆる私たちが平素地上において吸っておりますこの大気というものが大体百キロまでは大気とみなし得るのじゃないかというような考え方でございます。それから次に、これも物理的な考え方でございますが、流星が地球大気圏に突入した場合に発光したり消滅したりする高さがございます。これは大体百キロ以上百四十キロ前後の高さになるのじゃないかということでございます。それからまた、夜光現象、夜オーロラのような現象でございしますが、こういうようなものになりますと三百キロぐらいの高さになるわけでございます。それから今度は現実的な問題でございしますが、気球の上がる限度はどのくらいかということから考える方法もございまして、これは非常に低くて、約四十キロでございしますから、四万メートル程度の高さでございします。さらに、航空機、いわゆる現在飛んでおります飛行機といたしましての最高限度どのあたりまで飛行できるかということになりますと、さらに低くなりまして、三十キロでございしますので、約三万メートル程度の高さでございします。次に、人工衛星が継続的に飛しょうでできる可能な限度はどのくらいかということでございますが、この高さからまいりますと、大体百十キロが最低であるというふうに考えられます。それ以下になりますと、大気の摩擦その他によりまして継続的に飛しょうすることができないという高さでございします。さらに、考え方といたしましては、静止衛星、現在三万六千キロでございしますが、三万六千キロメートルの高さにあるわけでございします。これから以遠を宇宙と考えるという考え方もございします。それからまた、外圏大気あるいは磁

気圏の最高高度というものがどのくらいかというところから定義いたしますと、これは地球の半径の約十倍ほどのことになりますので、大体六万キロ程度ということになるかと思えます。また、月からさらに以遠のところという考え方からいきますと、これは地球の半径の約六十倍、三十万キロ程度のところになるわけでございます。

そのようにいたしまして、約九つほどの説がございますまして、これはそれぞれ学者の見方もございまして、国連の平和利用委員会におきまして、数回これについて討議を行なっておりますが、いまだ宇宙というものについての定義というものは確定した定義がないわけでございます。

○森元治郎君　日本は、国連でどの立場をとっていますか。

○政府委員（石川晃夫君）　先般の国連の会議におきまして、わが国のほうとしての意見といたしましては、やはり常識的に見ますと、衛星ということとを主眼におきまして、この衛星が飛しょうできるということが常識的ではないかというふうにも考えられるわけでございますが、この点につきましても、まだいろいろな、先ほど申しましたような説がございますので、わが国としても、これが絶対正しいというようない意見はまだ発表しないわけでございます。

○森元治郎君　国連で九つある中に、有力な、国民総生産世界第一位にならんとする日本、学者が山ほどたくさんいる日本で、会議をリードするくらいいのが当然でできているべきだと思ふのだが、開発委員会でもできたことだし、そこらの検討をしている段階で、宇宙はどの辺、どういう宇宙のとり方をするという、およその方向くらいは出ているのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○政府委員（石川晃夫君）　宇宙につきまして、国連の委員会におきますわが国の意見というものを、学界の意見というものできめるとか、ある程度目安というものをきめておくのが当然だとは思いますが、先ほど申しましたように、いろいろな説がございますし、また、それぞれその説も理由

がござりますので、私どもとしても、まだ現在では決定していない段階でござりますが、この問題につきましても、やはり宇宙開発委員会においても問題として、検討事項として取り扱っているわけでございます。ただし、結論は出ていないわけでございます。

○森元治郎君 大臣、やっぱり私は、最終決定まではたいへんだろが、積極的に開発しようとする、宇宙はどういうものだという研究作業は、すみやかに促進させるべきだと思ふのだが、やっていますか。

○国務大臣(木内四郎君) 先ほど申しましたように、宇宙開発は非常に急速に進展をいたしておるわけでございます。そこで、私どものほうでは、宇宙開発委員会、これは宇宙開発審議会に次いでのものですけれども、宇宙開発委員会においてやってもらっておりますことは、今後十年間の先を展望しまして——もつと先まで見ればいいんですけれども、そう先のことは、これはちょっとわかりかねるので、十年間を展望して、今後五カ年間にどういふことをやっただいいか、こういうことを目安にして宇宙開発委員会において研究してもらっております。これは昨年の末に予算を要求する際にも、そういう立場から基本方針を示してもらったのですが、それによりまして、当面は、四十六年の電離層の観測衛星、それから四十八年の実験用静止通信衛星、こういうものを打ち上げることを当面の目的にしてやっていく、それを基本にしまして、さっき申しましたように、十年間を展望して、今後五カ年間にどういふことをやっただいいかという開発計画を立てております。それに基づいて今度総理大臣の認可を得て、基本の計画を定めていく、こういう方針になっているわけでございます。

○森元治郎君 どうも、大臣も議員さんから役人の親玉になるといふと話が低くなるのだが、三万六千キロぐらいまで星を上げることばかり考えているのだが、名前は宇宙開発なんで、でかいことをぬかして、内容は何もない。宇宙をきめようと

しない。そもそも宇宙というのは、先ほど大臣おっしゃたとおり、非常な発達ですから、問題は次々に起きてくるのですよ。予想される軍事的な問題もあれば、科学的な問題もある。宇宙のおよその考え方、そういうものを煮詰めてリードしていかなければ、将来大きな問題が残ると思うのですね。なんぼ言っても堅くて入れぬから、これ以上は言いませんが、準備はすみやかに作業を進められるべきだと思います。

そこで、衆議院のはうの論議を見ていると、各党超党派的に――主務大臣は郵政大臣じゃないか、第三十九条では、一生懸命、科学技術省をつくれと言わんばかりの鞭撻の質問があった、超党派で。これにうまく便乗して大臣もそうだと言うかと思つたら、もっぱら調整局長の援護のもとに、国家行政組織法上云々という突っ張り一方。あのとき各党に便乗して一騒ぎすれば、これはおもしろい問題だったんですがね。総理府どうするか、設置法をどうするかと、全般に引つからめて、おれの大臣のものでしっかりやれというふうに一発やればたいしたものだったんだが、あなた突っ張るだけなんだね。何も、主務大臣は科学技術庁大臣だと書けとは言わなくてもいいとしても、せつかく出てきたのに、四十条には科学技術庁長官が出てくるが、第三十九条では、総理大臣、郵政大臣、こうあって、科学技術対策特別委員会としてはメンツがないような気持ちでしたのだから、みんな。これはやはり将来大きく発展していくというのだったら、この辺で、各省にまたがつているものをどうしてやったらいいだろうか、機構的に資金的に人間的に、考えるいいチャンスなんです。これをあなたに残しておけば、総理大臣になるチャンスもありますよ。大きな方向を見つめていって。ところが、もっぱら、法律ではこうでございまして、内閣総理大臣と科学技術庁長官を置かかえているようにございます、みたいなことを言つて通つちゃうと……。これはほんとに残念だったと思う。どうです、あなた、おやりになつて、短い経験ながら、科学技術省、科学省、

こんなものややっていく自信はありませんか。関係各省にまたがっているものを、それこそ一元的に、これはまあ野党一致だから、私はこれを重ねて伺うわけです。

○国務大臣(木内四郎君) 森委員のおっしゃること、確かに一面の真理はあると思うのですが、御案内のように、わが国の宇宙開発関係の仕事は各省庁にまたがっております。これを何とかして一元化して行なっていくなければならぬだろう、こういうことはみな考えたのです。そこで、私どもといたしましては、この際これが一元化の方向に歩んでいき得るような形にこの法律ができていくわけですね。きょう一どきにこれをやるわけにはいかぬけれども、そういう入れものをつくって、そうして郵政大臣も入ってくる。今度は測地の関係なら建設大臣も入ってくる。気象関係のものがあれば、これは所管の大臣、航行関係も入ってくる。こういうような入れものをつくってやる。そして、三十九条ですか、その条文の書き方はと申しますと、これはわが国の行政組織法上のたてまえからいって、どうしてもそういうふうにかざるを得ないです。内閣総理大臣は科学技術庁のことを所管している。だから内閣総理大臣という名前を出している。郵政大臣は郵政省関係の仕事をやっている。これが入ってくるから郵政大臣を入れる。このほかの大臣は、今度仕事が入ってきたらだんだん入れよう入れものをつくっていくわけなんです。それはまさしく、森委員のそういう考え方に私は一致をしていると思うんです。ことばはどうあろうとも、内閣総理大臣と書いてあっても、それは私に委任されるのでありまして、やはり私が所管大臣として内閣総理大臣に仕事を委任されて事業を行なう。ことばの問題ではなく、実質の問題で私は言ったわけでありまして、その点を御了解いただきたいと思ひます。

○森元治郎君 その点は飽きるほど聞いていますから、言わなくてもいいんだが、要するに、科学技術省というものをおつくりになったほうがいいんだということ、短い大臣の御経験からお考えに

ならないかということですね。
○国務大臣(木内四郎君) それは、私は、いずれの時期にか、そういう日が来ることを期待しております。

○森元治郎君 忠良なる佐藤内閣の大臣、だめだ。

そこで、波及効果ということをよく言うのですね。これをつくることに伴う効果が大きいのだ……。ところが、これに対して批判する側から見れば――何でも事をやるときには反対のものの考え方を頭に入れてやっていかなければならぬわけですね。星をつくるのには五百億、ロケットは千億もあればできるのだ、千五百億ぐらいで上げられるのだ、しかし、これをたとえアメリカに頼めば、一発上げてもらうのに十億円とか二十億円とか、安い金でやってくれるのだ、何もそんなイロハのイから始まって、しかも四十八年でやる必要もないのじゃないか、また、波及効果といわれるものもいろいろあげておられますが、そんなものは、千五百億もかけて、四年も五年もかけてやらなくたって、すでに、聞けば、技術情報ですね、ノーハウでいけば簡単にわかるのじゃないかという批判もなかなか強い。これにどうお答えになりますか。

○政府委員(石川晃夫君) お答えいたします。

ただいまの、まず波及効果の点でございますが、波及効果と申しますのは、ただいま先生おっしゃいましたように、宇宙開発が進むに従って、その宇宙開発に使われた、あるいはいろいろな宇宙開発の中に導入されてまいりました技術によりましてつくられた品物、あるいは技術、そういうものが一般国民の間に何らかの利益を与えようという考え方でございます。で、この波及効果につきましまして、なるほどアメリカでは、この宇宙開発につきましましての波及効果というものが相当進んでおりまして、すでに相当な影響を及ぼしておるわけでございます。わが国におきましても、アメリカですでにできたものを持ってきて、いわゆるアメリカでの波及効果をそのまま持ってきたらいいのでは

ないかという説も実はあったわけでございますが、わが国が宇宙開発をやりました、宇宙開発のみならず、その波及効果までねらっておりますのは、やはり、ただ向こうでできたものを持つてくるといふだけになりますと、これは日本の技術として一向に進歩がないわけでございます。やはり、われわれが、アメリカで開発された、あるいはソビエトで開発されたような波及効果そのものを受けて、それを十分にそしやくいたしまして、さらに、諸外国においては考えられなかつたような内容のものをわれわれの頭でまたつくり出しまして、それをわが国の国民に利益として与える、これが非常に大きな利益になるのではなからうかというふうに存しておる次第でございます。したがって、その波及効果と同時に、アメリカに頼んでロケットを打ち上げるとか、あるいはそういうようなものと同じような考え方でございます。まして、やはり日本にそれを受け入れるだけの技術をつくり上げるといふこと自体がわが国の技術の進歩にもなりますし、また、日本がアメリカから買ってきて、かりに日本の手で打ち上げるといいたしますと、それだけの技術がなければ、向こうから持ってきたものを打ち上げるだけの能力がないという点におきまして、波及効果なり、あるいは技術導入というものをあわせまして、私たちの宇宙開発に対する技術なり、あるいは内容の充実をはかりたいというふうに存じておる次第でございます。

○森元治郎君 ただいまの局長の御説明は、関係学者、技術者などの大多数の意見なのか、私が聞いたような批判的な意見を持っていますものか、いま局長の言われたような意味との比率というのか、どちらのほうが多いのですか。圧倒的に、いまの局長の言うような、みずからやっていったほうがいいんだというほうが強いのか。

○政府委員(石川晃夫君) その詳細な比率というものは私たちがわかりませんが、私たち技術に関係しております者の一般的な考え方というのは大体そういうようなものでございまして、まあ波及効

果というのは、そういう意味において初めて効果があるというふうに私たち考えている次第でございます。

○森元治郎君 もう一べん。その私がいま伺ったような強い批判的な意見を持っておる人の数もあるわけですね。日本の学者の中に。差しつかえなければ、名前、あるいはかなりの数があるのか、ごく少ないのか……。

○政府委員(石川晃夫君) その点につきまして、申しわけございませんが、あまり私たち、そういう強い反対というものは聞いていないわけでございます。

○森元治郎君 それでは、この事業団をやる場合、人集めをやるわけですね。学者も集めるだろうし、企業からも引っぱってくるだろうし、人数とか役員とか顧問とか、その人数を言ってくたさい。

○政府委員(石川晃夫君) この事業団法が通りまして、本年の十月一日に発足する予定になっております。で、その発足する時点におきましては、役員といたしましては、理事長、副理事長おの一名でございます。それから理事といたしましては五名以内、それから監事といたしまして二名以内、それから非常勤理事といたしまして二名以内、大体このような構成をもって役員をスタートさせたいと思っております。それからそのほか、顧問といたしましては、これは各界の有識者を集めるわけでございますが、大体予定しておりますのは、十名程度の方を予定いたしているわけでございます。

それから職員でございますが、この職員は、役員は除くわけでございます。職員といたしましては百五十一名と考えております。この百五十一名の内訳を申しますと、現在の科学技術庁の宇宙開発推進本部、これが八十五名でございます。これがそっくりそのまま事業団に入っております。それから、現在郵政省の電波研究所において衛星の開発に従事している研究者がございまして、これから二十三名、それから科学技術庁の航

ころからに限るということとは考えていないわけでございまして、広く有能な方をお願いするということとでございします。したがって、その仕事の内容によりましては、専門的な知識を必要とする

場合はそのような専門家も入るかとも思いますが、しかし、一般的な考え方としては、さらに次元の高い考え方であるわけでござい

○森元治郎君 大臣、その次元の高い見地からというのには非常にけっこうなものでね。これがみんな、うっちゃっておけば、おそらく局長、次官をつとめた法律屋の官吏か、あるいは波及効果をねらってそれぞれ電氣屋の代表みたいなのが入ってくる。これは実に金もうけの場になつちうんだ

○森元治郎君 大臣、その次元の高い見地からというのには非常にけっこうなものでね。これがみんな、うっちゃっておけば、おそらく局長、次官をつとめた法律屋の官吏か、あるいは波及効果をねらってそれぞれ電氣屋の代表みたいなのが入ってくる。これは実に金もうけの場になつちうんだ

○森元治郎君 大臣、その次元の高い見地からというのには非常にけっこうなものでね。これがみんな、うっちゃっておけば、おそらく局長、次官をつとめた法律屋の官吏か、あるいは波及効果をねらってそれぞれ電氣屋の代表みたいなのが入ってくる。これは実に金もうけの場になつちうんだ

○森元治郎君 大臣、その次元の高い見地からというのには非常にけっこうなものでね。これがみんな、うっちゃっておけば、おそらく局長、次官をつとめた法律屋の官吏か、あるいは波及効果をねらってそれぞれ電氣屋の代表みたいなのが入ってくる。これは実に金もうけの場になつちうんだ

○森元治郎君 大臣、その次元の高い見地からというのには非常にけっこうなものでね。これがみんな、うっちゃっておけば、おそらく局長、次官をつとめた法律屋の官吏か、あるいは波及効果をねらってそれぞれ電氣屋の代表みたいなのが入ってくる。これは実に金もうけの場になつちうんだ

○森元治郎君 大臣、その次元の高い見地からというのには非常にけっこうなものでね。これがみんな、うっちゃっておけば、おそらく局長、次官をつとめた法律屋の官吏か、あるいは波及効果をねらってそれぞれ電氣屋の代表みたいなのが入ってくる。これは実に金もうけの場になつちうんだ

○森元治郎君 大臣、その次元の高い見地からというのには非常にけっこうなものでね。これがみんな、うっちゃっておけば、おそらく局長、次官をつとめた法律屋の官吏か、あるいは波及効果をねらってそれぞれ電氣屋の代表みたいなのが入ってくる。これは実に金もうけの場になつちうんだ

たしとしても、この目標に向かつて現在鋭意努力中でございます。しかし、いま宇宙開発委員会におきましては、将来の十年のビジョンというものを基きまして最近五十年の計画を策定中でございます。これができると、相当詳細にそのスケジュールが出てくるものと存じておりますが、私たちといたしましては、この四十六年、四十八年というものについてはこれが完成するように鋭意努力中でございます。

○森元治郎君 四十八年以後はどうするかということ、その十年計画の中に入っているんです。つきましては、ビジョンとして計画の中へ入ってくるわけでございます。

○森元治郎君 ビジョン。ただだから言ってくさいよ、どんなビジョンがあるのか。銭がかかるわけじゃない。

○政府委員(石川晃夫君) 当面、現在の五十年間の計画では、先ほど申しましたように、電離層観測衛星というものを上げまして、さらにその二年後に実験用の静止通信衛星を上げるわけでございます。そのあとの五年におきましては、この実験用の静止通信衛星というものを、実験ではなく実用ができる段階にまで持ち込みたいというところを考えております。さらに、そのほか、その時点におきましては、気象関係の衛星、これにつきましても、気象衛星と申ししてもいろいろなタイプがあるわけでございますが、地球のまわりを回転する、いわゆる軌道を持つて回る衛星、さらにあるいは静止衛星を使つての気象観測、こういうものもございまして、そのようなものも考えておるわけでございます。さらに、航空機あるいは船舶というものの航行の安全性を確保するための航行衛星、それから測量のために使います測地衛星、そのようなものも、そのあとの五年間には逐次打ち上げてまいりまして、それを実用化したしまして、いろいろ宇宙開発に役立たせたいというふうに考えておる次第でございます。

○森元治郎君 そうすると、五年後に実用実験衛星を、静止衛星を打ち上げて、気象だ、航行だ、測地だというものはあとの五年で打ち上げていきたい、それがビジョンですか。

○政府委員(石川晃夫君) 最終的には、まだ宇宙開発委員会の答申ができておりませんが、現時点におきましては大体そのような方向で検討が進められていくということでございます。

○森元治郎君 いずれ通信委員会と合同審査もあるから、インテルサットに関連する問題は十分御質疑があるだろうと思うが、われわれ専門家じゃないので、この当面する問題について、二月に国際会議をやりまして、秋の十一月ごろまたあるのか、何を政府は主張して貰うかというところから、御説明を伺っておきたいと思う。

○政府委員(石川晃夫君) 先般二月にインテルサットの暫定協定を恒久協定に変えるというための会議が行なわれたわけでございます。これは会期が一月に及んだわけでございますが、ついに結論が出なくて、十一月に持ち越したわけでございます。が、現在、持ち越した段階におきましては、現在の暫定協定がまだ生きています。これは、しかし、わが国の従来からの主張しておりますのは、インテルサットの当初のあれで出てまいりましたのは、インテルサットの新しい組織によりましてグローバル・システムというものを考えまして、これによって世界の国際通信衛星をまかなおうという考え方でございます。その中の地域的な衛星というものをどう取り扱うかという点についていろいろ議論があったわけでございます。これにつきましては、各国それぞれ意見を異にいたしまして、ついに会期中には最終的な意見をまとめるという段階にまで至らなかったわけでございます。しかし、これは日本をはじめ欧州各国並びにその他の国におきましても非常に関心を持っておりまして、わが国といたしましては、この地域衛星というものにつきましてインテルサットと競合しない範囲内においては認めるべき

ではないかという線を打ち出したわけでございますが、今後、この十一月に行なわれます会議におきましても同様な趣旨におきましての発言が行なわれるものと期待しているわけでございます。

それから、やはりこれは、よその国からも相当強く出ましたし、わが国におきましても主張しているわけでございますが、インテルサットの運営につきましては、従来、インテルサットの中にあります理事會が相当な権限を持ちまして、そしてその運営を行なっていたわけでございますが、やはり総会というものを設けて、その席上においてインテルサットの意思をきめるべきではないかというように、その点につきましてはわが国も主張しているわけでございます。さらに、インテルサットの運営につきまして、現在、理事會、アメリカのコムサットがマネージャーとしてしまして、その運営を行なう中心となつておるわけでございますが、これにつきましても、はたして現在の体制がいいのかという点につきましても議論が行なわれまして、この点につきましても、また各国の意見がまちまちでございます。やはりそれぞれ各国にもっと運営に対する権限というものを持たせるべきではないか、特にこれは欧州各国が相当強い意見でございますが、そのような意見も、結局、結論を得ずに今回は終了したわけでございます。

○森元治郎君 地域的な、リージョナルな星という場合に、そのリージョンというのはどういう面をカバーするくらいのもを言うのですか。

○政府委員(石川晃夫君) これはしかし、主張する国々の立場によって異なるかと存じますが、欧州におきましては、やはり欧州並びにアフリカと、こういうようなところをカバーできるような衛星を地域的なものというふうに考えているようでございます。

○森元治郎君 日本の場合は、

○政府委員(石川晃夫君) 日本の場合におきましては、やはり地形の関係上、日本及び東南アジアというものを含んだ地域になると考えられます。

○森元治郎君 日本の場合には、

○政府委員(石川晃夫君) 日本の場合におきましては、やはり地形の関係上、日本及び東南アジアというものを含んだ地域になると考えられます。

場合によりましてはオーストラリアを含んでの地域ということも考えられるわけでございます。

○森元治郎君　そうすると、この東南アジア、日本を中心とするあたりでは、打ち上げ予定国は日本だけですか。オーストラリアあるいはニューギランド、インドあたりもやるつもりなんですか。

○政府委員(石川晃夫君)　現在、このアジアにおきまして宇宙開発について力を入れておりますのは、日本をはじめとして、インドも相当に力を入れておりますし、オーストラリアも相当力を入れておられます。

○森元治郎君　しろうとはわからぬが、通信衛星打ち上げた場合、何回線とかいう回線があるわけですね。一回線といえど二人という計算になるのか。星を通してこういうふうになりますから、二人は聞かざるわけだな、電話をやれば。こちを通過して向こうへ、どういう計算になるのか、人間の計算。いずれにしても何回線というのがありますよね。あれは千回線とか千何百とかいいますかね。日本だけが使うつもりなんですか。われわれが将来打ち上げた場合、関係国はこれを利用させないのですか。

○政府委員(石川晃夫君)　日本だけが使う場合は、いわゆる国内衛星というふうにならざるわけでございます。この地域衛星になりますと、やはり日本、先ほどあげました東南アジアの各国が使えるということになるわけでございます。

○森元治郎君　ありがとうございます。

○理事(矢追秀彦君)　森中君。

○森中守義君　大臣は何時までよろしいのですか。ずっとおられるのですか。

○理事(矢追秀彦君)　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(矢追秀彦君)　速記を起こして。

○森中守義君　これは、せんだつての予算の分科会以来の問題ですが、宇宙開発基本法というものはつくりませんか。

宇宙開発をやる以上は宇宙開発基本法というものは当然あるべきものである、かように考えておりまして、宇宙開発委員会設置法案を御審議の際、昨年ですね、そういう御意見も衆参両院であつたようであります。それがなくても、いま申しましたように、私もこれはやはりつくったほうがよいと考えております。ところが、この宇宙の問題につきましては、これはたびたび申し上げておる通り、宇宙自体というものの性質上、国連にお願いして現在宇宙というものの定義をどうすべきかというのを研究しているような段階でありまして、その他いろいろ問題がござりますので、なかなかそう簡単にはいきません。今後解決すべきいろいろの問題がござります。と同時に、一方におきましては、この宇宙開発基本法は各党御相談になりまして超党派でひとつ案をつくって出そうというふうな機運もありまして、私どものほうとしては、宇宙開発基本法をつくる場合には、目標、おもなる施策、企画、いろいろの問題についてどういうふうにするべきかというのをいろいろ研究しております。そこで、各党において御相談の場合には、そういう研究を持ちまして積極的に御協力申し上げ、そうして、なるべく早くこの宇宙開発基本法ができましたように御協力をいたしたい、かように考えておるわけであります。

○森中守義君　ですからね、結局、その定義がはっきりしていないということが、やっぱりいろいろな形で影響してくる、そう言われるけれども、国際法上の日程にのぼっていないだけであつて、国連ではもう宇宙空間の平和利用ということで決議が行なわれているのだから、私はそう心配したことはないと思うのです。ただし、なぜ基本法を急がねばならぬのかというところは、宇宙開発について特殊なイメージを私も持つています。それは、たいへん理想に燃えるとか、あるいは二十世紀の夢にあこがれるという、そういう物語的なものでなくて、現実的なもの。というのは、先般来、ロケットの開発等に対して、アメリカからすぐ機密保護法をつくったかどうか——何とはなしに、そういうものがまつわりついているんですね。それで、予算委員会等、あるいは関係の場所等で、いやそうじゃないんだということで一応整理がついたように受け取っているんですが、それだからといって、無条件に、ああそうかということに、やっぱり切り切れないものがある。それならば、原子力開発と同じように、自主、民主、公開の三原則というものがやはりこの際にも採用されていなくて安心できない。ただ、いきなり具体的に、さあ事業団だ、これで開発の体制はできたんだということとでどんどん突っ走っていくと、さてその背景に一体何があつたのかという、そういういままでの割り切れないイメージがあるだけに、私はむしろ開発基本法の制定が先ではないかというように、ことさらに危惧の念を持ちます。これは総理が、いつでしたか、将来の課題としては検討すべきだろけれども、いままさぐ基本法は考えていない、こういうことを言われたように記憶しているんですが、これはどうなんですか。もう少し科学技術庁長官あたりが推進役になってやらなければまずいと思ひますよ。学会会議もそういうことをきめているんだから。

○国務大臣(木内四郎君)　お話の点、ごもっともな点がありますが、宇宙開発基本法、これはなるべく早くできたほうがいいことは、さつきから申し上げておる通りであります。ところが、これにはいろいろ問題がありまして、各党間で御協議になっておるけれども、また私も御協力申し上げておるけれども、今日までまだ成案を得るに至っておりません。さればといって、この宇宙開発のほうには企画調整の委員会だけあればいいというわけにいきません。やはり実施機関をなるべく早くつくって実施に着手しなければならぬ、こういうことで、宇宙基本法はまともならぬないけれども、ここで宇宙開発事業団という実施機関を設置をお願いしている、このようなわけであり

ます。

ところで、自主、民主、公開、このことは、宇宙開発——いま委員会ですが、その前の審議会の第一回の答申の際にも、根本方針としてこれらうたつております。それに関連して、また、今回の事業団法に関連して、総理大臣も衆議院の本会議、あるいは機会あるごとに、これは平和の目的に限って自主、民主、公開でやっていく、国際協力でやっていく、こういうことを繰り返して言っております。私もそれを言っております。法律がなくても、政府はもうその方針をはっきり明言いたしておる、政治姿勢を示しておるのですから、私はそれは御心配は御無用である、かように考えておる次第であります。

それから、なおちょっと落しましたが、総理が宇宙基本法はまだ考える段階でないと申したというふうなおことばでございましたけれども、私はさきよりは了解しております。総理もなるべく早くこれはできたほうがいいと言つていただくと私は承知しております。

○森中守義君　ちょっと速記を正しく確かめてきませんでしたので、総理のその答弁があまり正確でない。これはまた次の機会にもあらためたいと思つております。

それから、いまの基本法に——多少邪推深く考へ過ぎるのかもわかりませんが、確かに今日は、公海が分割の方式をたどる、宇宙といえどもやはり分割の方式をたどるんじゃないか、こういうふうにも思ふんですね。特にそういうことがわが国の開発計画にどういう作用を与えるのか、ことに基本法をちゅうちょするゆえんは、むしろその辺にあるんじゃないか、こういうことも考えられるんですよ。それで、特にその問題は基本的な問題としてさらに吟味していかなきゃならぬと思ふんですが、五月の十一日に読売新聞がキャンペーンを出していますね、ごらんになりましたか。「目的不在の国産衛星」、長官、こんなの見られませんか。何のために事業団をつくるのだということを書いておるわけです。私は半ばこれに賛成しま

す。なかなかいいことが書いてあります。

○国務大臣(木内四郎君) まあ、どっかの新聞で「目的不在の国産衛星」と書かれてあったことは、これは一つの意見として私は見ておりました。しかし、私は目的不在だと思っております。さつきから私も局長からも申し上げておるようなわけでありまして、今日世界の各国で、宇宙開発に携わらないものは、もう技術面においても、もう一歩どころじゃない、数歩おくれれておる、国としてもおくれれておる、というのが今日の常識でありまして、わが国におきましても、宇宙開発で人工衛星を打ち上げて、通信関係はもちろんです、あるいは科学的な観測をする、あるいはまた航行の関係、気象の関係、あるいはさらに測地、個々のいろいろな目的あるいはねらいがあつてやっております。そののみならず、波及効果というものは、さつきから森委員からいろいろ御質問がありました。さつきまた法案の修正の説明に立たれた石川衆議院議員からも、るる波及効果の点を述べられていました。この波及効果、いわゆるスピノフとかフォロアップとかいう、これは絶大なものでありまして、それによってその国の科学技術の水準というものが著しく上がっていく、その効果だけでも偉大なものがある。それを、外国から技術を持ってきて、ただ打ち上げてもらいさえすればいいということじゃ、その国の科学技術の水準の向上をはかることはできないというのであります。目的は直接の目的だけじゃない、そういう波及効果も偉大なものがありますので、私は決して字で書いてないからといって目的不在でなくて、目的があり余るほどあると、かように思っております。

○森中守義君 それはまた目的がなくちゃ多額の国費を使おうというのだから、たまつたものじゃありません。しかし、そういうふうに報道機関等はことさらに注目をする。内容はやっぱり一読に値しますよ。逆な意味から言えば、しっかりやれ、こういうような意味もありましようから現状には満足しない。やり方がうまくないのだ、そういう意味ですよ。

そこで四十六年の実験衛星あるいは四十八年の静止衛星というのはどういうことですか。要するに学術研究の限界にとどめるということですか。それ以上は何を求めようというのですか。

○国務大臣(木内四郎君) お答えする前に、新聞報道関係その他が非常な関心を持って見ておると、これは私は非常に喜ばしいことだと思つておる。今日科学技術が非常に進歩してきておる。その科学技術の進歩の恩恵には、国民がいやというほど十二分にこの恩恵に浴しているながら、科学技術の重要性というもののに対する関心と認識が、ややもすれば足らぬ際でありまして、そういう意味から言いますと、また要求をされる、これは非常に批判をする、また要求をされる、これは非常にけつこうなことでありまして、これによって国民の科学技術に対する関心が高まり、そうして科学技術の水準もだんだん上がっていくように各人努力することになるだろと思つておる。

それはそれといたしまして、いま御指摘の四十六年の電離層観測衛星あるいは四十八年の実験用静止衛星の打ち上げ、これは科学衛星ではないのであります。科学衛星は、東大などでもって打ち上げておる科学研究のためにやることであります。これはあくまで郵政省が研究しております目的にある打ち上げでありまして、だから詳細なことは局長のほうから御説明させていただきます。

○政府委員(石川晃夫君) ただいま森中先生からのお話の、四十六年なり四十八年なりの衛星はどういう目的を持つておるのかというふうな御質問だったと思つておるが、四十六年につきましては、予定いたしましたのは、電離層観測衛星、四十八年におきましては実験用の静止通信衛星というものを目標にしているわけでございます。いづれにいたしましても、まず当初私たち当面の最終目的といひますものは、この四十八年の実験用の静止通信衛星というものを考えたわけでございまして、この四十六年に上げます電離層観測衛星というものによりまして四十八年につなごう、この技術を

四十八年に生かしていこうというのが当初のねらいであつたわけでございます。しかし、この当面の最終目標と申しまして、四十八年におきましてこれで宇宙開発はおしまひというわけではございませんでして、これは、これから初まりでございまして、四十八年におきまして実験用の静止通信衛星を用いましたいろいろな実験データなり、あるいはそういうものによりましてなるべく早くこれが実用できる体制に持ち込みたいということでございます。したがって、この四十六年の電離層観測衛星も、目的のいたしましては、電離層の観測という内容のものも含んでおりますが、やはりある面におきましては、実験用の静止通信衛星の足がかりというふうになるわけでございます。さらに、四十八年に上げます実験用の静止通信衛星は、その後の実用衛星、すなわち通信衛星あるいは気象衛星、測地衛星、航行衛星、こういうものにつながるわけでございます。

○森中守義君 もう少し具体的に、実用段階に入つての態様ですね、実際どういうような状態を予想するのか、いまの御説明だけではあまりよく然とし過ぎて、どういうふうになつていくのかよくわかりませんよ。もう少し具体的に言つてみてください。

○政府委員(石川晃夫君) 今後これをどういうふう利用の段階まで持つていくかという点につきます。現在は現在宇宙開発委員会においてその計画を策定中でございます。しかし、現在の当面計画しております四十六年の電離層観測衛星といひますのは、これは電離層のいろいろな電波伝播についてのデータを得よう。あわせて、将来の通信衛星の足がかりとして地上との通信装置の開発、そのようなものを考えているわけでございます。それから次の実験用の静止通信衛星でございますが、これはいづゆる実用の通信衛星としてのその前段階の実験でございます。この中にはUHF、SHFあるいは準ミリ波、ミリ波、こういうような周波数を使いましてどのような通信を行なうか、あるいはどのような通信回線を設定できる

か、このようなことを実験いたしますと同時に、将来考えられます放送衛星の足がかりにもなるというふうな現在考えられるわけでございます。

○森中守義君 非常にはつきりしてききました。それで、通信衛星あるいは放送衛星といふことは、明らかに一種の企業あるいは商業的に利用する、いまのインテルサットみたいなですね、その段階まで発展をするということですか。

○政府委員(石川晃夫君) この利用の形態につきましては、今後まだまだ宇宙開発の段階において検討しなければいけない問題だと思つておる。しかし、やはり放送なりあるいは通信といふものは、現時点におきましても、地上においてすでにそのような通信網なり放送網といふものはできておりますので、それとのからみ合わせにおきまして、その政策内容につきましては、あるいは利用を含めましての政策につきましては、所管の官庁において検討されるものと存じております。

○森中守義君 いや、しかし、そういうことであれば、これはもう非常に作業が分離されたようなことで、事業団それ自体に責任を負ふ疑問を持つのですよ。究極の目的は、結局、社会において利用する、公共に資するということでしょう。そういうことで、そうではなくちやならぬと思つて。だから、さつき言うように、単に学術研究の段階にとどまるのか、それがそうじゃなくて、広く社会や国家のために、じかに利用できるところまで発展をさせるかという、こういうことをお尋ねしたわけですが、いま放送衛星あるいは通信衛星といふことで、ほぼはつきりしてききました。そこで、そうなるかと、さつき森さんの言われる問題にぶつかつてくる。つまり、この前の国際会議において、一体インテルサットのワケ内にあるものは、各国における打ち上げは、これは現状においてはできない。全部そのワケ内においてやれと、こうなつておるのです。その辺のことが吹き抜けていなければ、もうこれはあくまでも学術研究の域にとどまつていて、それが通信衛星であらうと、あるいは放送衛星であらうと、いわゆる利用

段階、実用段階には発展しかねる。それで、ロケットもできた、星もできた、しかしそれはあくまでもできたということであって、宝の持ちぐされになるという可能性が生まれてくるのじゃないか。それと、さつきちょっと聞いておりました、東南アジア一帯にこれを及ぼすのだと、こういうことですのでけれども、そういう話ができています。

○政府委員(石川晃夫君) 初めに、あとの御質問についてはお答えでございますが、東南アジアについては、別にそのような話し合いはできていないわけでございますが、先ほど森先生の御質問で、大抵地域というのはどの程度カバーするものかというところで、大抵日本の場合の地域衛星というのは大抵そのあたりをカバーするものを地域衛星というふうに考えるというふうにお返事したわけでございます。

それから初めの、学術研究にとどまるのか、あるいは利用の問題かという点につきましては、森中先生から御指示ございましたように、確かに私たちは、学術研究のみではなくて、これは一般社会にも、両方にこの宇宙開発というものが波及されるというところは当然でございます。宇宙開発のいわゆるメリットといたしましては、学術研究にも使うということ、さらに一般利用にも使う、こういうような点が十分考えられているわけでございます。また、さらに波及効果あるいは国の権益の増加という点もあわせてお考えをいただければと思います。

インテルサットとの関連性でございますが、このインテルサットは、御承知のように、いわゆるグローバルシステムとして国際間の通信を行なうというところでございまして、先ほどの、各国はワク内で行なうべきであるという御説明を申し上げましたが、それは、インテルサットに参加している国が、その国のインテルサットと競合しないという範囲で行なうわけでございますが、しかし、参加している以上はインテルサットの利用というものが十分できるわけでございます。したがって

まして、各国といたしましても、インテルサットに加盟している以上は、当然これらの利用もいたしますし、そのインテルサットでカバーできないか、あるいはインテルサットを使うよりもより利益のあるもの、こういうものに対しては当然それの国々においてこの衛星通信というものが行なわれるものと存じております。

○森中守義君 そうしますと、こういうように理解していいのですか。インテルサットに入っている、しかし、日本が打ち上げた場合、自国にのみ利用する場合には、それとは無関係に利用できる、こういうことですか。

○政府委員(石川晃夫君) このインテルサットの問題につきましては、所管が郵政省でございますので、詳細につきましては郵政省の方からお答えがあるかと存じますが、考え方といたしましては、また、現在インテルサットの会議において議題にのぼっておりますのは、国が自分の国のために使うというものについてはそれほど反対もなし、また支障もないというふうな話でございます。

○森中守義君 そこで、私は、日本が日本一国のために宇宙開発をやる、あるいは衛星を打ち上げるということになると、ちょっとこれはコストが高過ぎるというか、何も計算勘定で言うわけじゃありませんが、少しもつたいない。そうなる、これはただ科学技術庁がその立場からのみ見ていたのでは、私はほんとうの宇宙開発にならない、人工衛星の打ち上げにならぬと思いますよ。で、いま、インテルサットは郵政の所管だから、そちらのほうからということなんですけれども、しかし、事業団というのには関係各省庁等が一緒になってつくろうというのでしょう。そういうことであれば、技術庁は技術庁の立場から開発するのだ、そういう一つの希望、目的を持っておるんだでは、これはやはり総合的な判断にはならない。私は、どちらかというと、日本が一国のために衛星を打ち上げる、そのためにものすごい税金を使うというならば、これは考えものだ、そ

ういうふうに、極端な言い方をすれば思うのですよ。やるならばやるように、どこの国もわが国の打ち上げた衛星というものが共用できるように、利用できるような、そういう開発体制をとらなければ、ただもう、よそがやったからおれのほうもやる、よそができるのだから日本もほうもできないことはない、そう肩をいかにしてみても、ほんとうの成果、あるいは効果というものは、結果においてどうだろうかというふうに思うのです。

なるほどインテルサットは郵政の所管であるからわからぬけれども、しかし、ここでいわれておる宇宙開発というものは、さしずめ通信衛星であり放送衛星というものが現状においては究極の目的でしよう。それを一国のために使う場合にはインテルサットも許容されるであろうということでは、何回も申し上げるように、少しぜいたく過ぎやしないか。それならば、まず、上げて国際協力ができるように、そういう体制をとるには、むしろインテルサットとの関係をもう一度整理してみることがあるんじゃないか、こう思うのです。が、間違っておりますか。

○政府委員(石川晃夫君) このインテルサットの問題につきましては、先ほど申しましたように、所管は郵政省でございますが、先般行なわれましてインテルサットの会議におきます代表団の意見というものがございまして、私たちも将来の事業団発足後のいろいろな関係もございまして、インテルサット会議に臨む点につきましては郵政省と十分協議いたしまして、国の態度というものを決定したわけでございます。決して郵政省だけ、科学技術庁だけというものではないわけでございます。まして、それはもう先生のおっしゃるとおり、非常に連絡をよく密にしながらやっていたわけでございます。

それから、今後の宇宙開発につきましては、衛星の開発というものは、やはり日本のみならず、国際的あるいは地域的にも相当技術的にも使えるものでございます。したがって、私たち決して国内の利用ということだけに止まっているわけ

ではございませんのでして、その趣旨につきましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、すべてわれわれの考え方というものを広く考えているわけでございます。その点につきましては、今後の事業団の運営につきましても、十分それを考えながら進めていくべきであると感じておる次第でございます。

○森中守義君 いまの究極の成果と利用については、これはまだもう少しこの委員会でも掘り下げをいたしましょう。

そこで、大学あるいは国立試験研究機関ですね、こういう、かなりの数の現在の研究体制があります。これは、あれですか、どこでもここでも事業団に全部集中するということですか。

○政府委員(石川晃夫君) この宇宙開発におきましては、この構想を出したわけでございますが、これは、研究開発、利用という面の技術の開発におきましては、そういうような段階を踏んでいくわけでございますが、その開発部門を受け持つのがこの事業団でございます。したがって、大学におきまして基礎的な研究あるいは先行的な研究というものは、この開発という段階にそれまでも取り込みますと、かえって内容的に複雑になつてくるというふうな考えがございまして、これは、開発と申しますのは、やはりある一つの目的をつくりまして、ある機関の中にいままでの研究とかあるいは実験の成果というものをまとめてそこに集中いたしまして、実用の段階まで持っていく、こういうのが開発の仕事でございます。したがって、いまこの研究というものは、中には、直接その開発に役立たないもの、将来の長い目で見た研究としては学術の進歩という面につきましても非常に役に立ちますが、当面開発という段階においては、すぐにそのまま移せないものというものがございまして、また、その研究をさらに実験なり何なりを繰り返しながら、この開発というスケジュールの中に盛り込まないといけないというものもあるわけでございます。したがって、大学並

びに国立試験研究機関におきます研究というものは、一応今度の事業団のワクからははずしてありますが、この開発いたします段階におきましては、その成果を十分に生かして行なうという意味におきましては、大学なり国立研究機関とは密接な連絡をとりながらやっていくことを考えております。

○森中守義君 なかなか、密接という表現があまり微妙だから、何とも言えませんが、「実用衛星の実現を目指して」という、技術庁の四十三年十二月の、これは現在でも生きているのです。

○政府委員(石川晃夫君) 内容におきましては、たとえば予算とか、こういうものにつきましましては変更のあったものもございしますが、基本的な考え方については、このとおりでございます。

○森中守義君 この十一ページの「プロジェクトチームの編成」、私はいまそれをざしたわけですが、これからは、システム、設計、開発、試験、打ち上げ、全部事業団に集中しているわけですが、あと、さつきお尋ねした、大学あるいは各研究機関等というものは、必要なデータ、そういうものを体系的に吸収するという意味ですか。

○政府委員(石川晃夫君) おっしゃいましたように、体系的に吸収ということもございしますが、また、開発事業団の中に、いわゆる役員あるいは職員というふうなことで、その研究成果を持ち込むというふうなこともされるわけでございます。

○森中守義君 そうなると、しよっちゅう人間の出入り等には必要においてするということになるのですか。さつきのお答えだと、たとえば郵政は二十三名とりつきりになって、郵政に基礎研究部門が残るものは知りませんよ。それはあとで郵政に求めてから話ではないとわかりませんが、方々から人をとるのでしょう。それで、大学なり各研究機関にはそれぞれ研究部門というものは残っているわけですか。そこで、新しく研究された成果というものをとる場合もあるし、人を入れる場合もあるということになると、事業団の人事

というものは、絶えず新しい段階にエスカレートするたびごとに入かわるという可能性がある。そういうことですか。

○政府委員(石川晃夫君) 本質的な考え方といったしましては、この宇宙開発事業団というものが、当初、先ほど申しましたように、百五十一名というところでスタートするわけでございますが、これは将来、計画としてはさらに大きなものになると考えておるわけでございます。人数も相当ふやさないければ、今後のNロケット、さらにそのあとに続く新しいロケット、あるいはさらに新しい通信衛星、放送衛星の開発ということが不可能かと存じておる次第でございます。したがって、こういふ大学あるいは国立試験研究機関から来てくださる方々が、できますればそのままその開発の仕事というのを続けていただくことがきわめて望ましいわけでございます。しかし、中には、やはりある時点におきまして、この開発に伴います、いわゆる開発をやっております途中において種々研究を必要とする内容のものがあるわけでございます。そのような場合におきましては、これは大学あるいは国立試験研究機関にその研究をお願いする場合もございしますが、また、それに直接タッチしている方にそういう研究機関に帰っていただくということも考えられるわけでございます。

○森中守義君 もちろん、すべてが学術的な研究というものを土台にしているわけですから、何もきちんときまっただものどおりにいかぬということ、それはわかるのですが、しかし、一口に言うならば、大学にしろ、国立の試験研究機関にしろ、やはり研究体制としては、そういうところはそういうところへ残っておる。したがって、研究の成果というものを事業団のほうで吸収するとか、場合によっては人をふやす、入れかえをする、そういう流動性を持っているというように理解しておけばいいんですか。

○政府委員(石川晃夫君) そのように考えていた

だいてけつこうでございます。

○森中守義君 それから、ロケットメーカー、誘導制御装置メーカー、これがそれぞれのチームをつくっていますね。総合組み立てメーカーが四段階に分かれております。ロケットの場合、第一段ロケットメーカー以下四段階に分かれておるの、具体的にはどういう商社を言うのですか。

○政府委員(石川晃夫君) 現在私たちが考えておりますQロケット並びにNロケット、これは大体四段階の組み立てになっておりますので、ここに書いてございますように、第一段から第四段までに分けたわけでございます。しかし、このロケットメーカーの発注につきましては、時期的には事業団が発注したあとになると思われるわけでございます。この決定は事業団において行なうということになるかと存じます。

○森中守義君 あとの制御メーカーも同じですね。

○政府委員(石川晃夫君) 同様でございます。

○理事(矢追秀彦君) 速記をとめて
(速記中止)

○理事(矢追秀彦君) 速記を起こして。

○森中守義君 そのメーカー関係というのは、何か民間で開発委員会とかでできていますね。いっただったか私はちょっと新聞で見たことがあるのですけれども、たとえば東芝とか日立とか、そういう弱電メーカーが集まったのがあるでしょう。そういうものが大体メーカーの主体になるのですか。

いまの構想としては、こういうメーカーも事業団の出資者の一員になるのですか。

○政府委員(石川晃夫君) 事業団法の中におきましては、そのような民間からの出資ができるという条項は入っているわけでございます。したがって、出資する道が開いてあるわけでございますが、現在のところ、それぞれのそういう宇宙開発に關係あるメーカーから多額の出資ということ

は考えていないわけでございます。

○森中守義君 いやいや、いま考えていなくても、たとえばNHKとか、あるいは電電公社とか、こういうところは出資者のうちに予定しておりますね。しかし、実は公式な見解じゃないけれども、すでに私はさつきから言っている、一体通信衛星が放送衛星を上げた際に何ほどの恩恵にあずかるのか、こういう意見が多少その部門にはあるようですね。出資金を出しても、これははたして恩恵にあずかることはないのじゃないですか。

つまり、インテルサットの関係ですね。その辺のことが、正確にインテルサットに成功しおらなければ、ただ、開発をした、打ち上げはあった、しかしそれまでじゃないか。あるいは打ち上げができないうちからわからない、インテルサットの関係で、それは郵政のことだということで、意外に技術庁は人ごとのように言われますけれども、結局、究極の問題は、それに私は行きていくと思うのですよ。それで、インテルサットが暫定協定から本協定に移る際に、各国がおのの打ち上げられたのはぐあいが悪いから、もし打ち上げたならば全部インテルサットのワクの中に組み込むという、こういうことになった際に、つまり自主開発、自主打ち上げ、自主利用ということとは否認をされる立場に立つてくると思う。これは私は、技術庁はあずかり知らぬ、インテルサットは郵政のことだということで済まされぬ問題だと思ふ。おそらく郵政がインテルサットに關係していても、これからさらに、へたしている事業団に移るのじゃないですか。そういうことから、おれのほうは、法律上拘束を受けるならばしかたがないのだ

けれども、いまにわかに出資しても、どうなるのか見当がつかぬのだということで、出し渋っているという話もあるんですね。こういう速記をつけた公用の席上でこういう非公式の話をしたいかどうかかわかりませんが、そういう声はちらちらあります。そうすると、おそらく、ロケットメーカーあるいは制御メーカーでも、何かしらの発言権を持ちたい、ことに受注をする場合、何か多少とも歩どまりのいいものにしてほしいというならば、進んで出資をさしてほしいということになるんじゃないですか。そういう意味で、法案の中で道が開かれておる、ただ、いま予定していないというだけのことであって、ある程度腹案を持っているんじゃないですか。

○政府委員(石川晃夫君) ただいまお尋ねの件でございますが、この宇宙開発は国の一つの大きなプロジェクトとしてやっただけのもの、理由の中に、なかなか一般の企業のように採算がとれないというようにもございまして。したがって、民間の出資を求めましても、毛頭民間のほうで進んでこれを出資しようというところはないと存ずる次第でございます。したがって、私たちが、民間からかりに出資していただくという、それは将来、この宇宙開発というものの関係するメーカーとして、協賛的な、協力的な意味合いにおきましての出資ということにとどまるものと存じておる次第でございます。また、NHKあるいは電電公社、こういうところの出資でございますが、これは将来、通信衛星あるいはこれが国内的あるいは地域的な通信衛星、あるいは国内あるいは地域的な放送衛星というものを上げて利用の段階に移る時点においては、当然、NHK、電電公社というものもこれに關与することになるわけでございますので、その意味合いにおきまして、今回、この事業団法の中におきまして公社法並びに放送法というものの改正を合わせまして出資しやすくしたわけでございます。

○森中守義君 要するに、現在は、メーカーに分担をしてもらうという計画、めどを持っていないということだけであって、法案上はその道が開かれておるのだから、必要があれば出してもらう、しかし、進んで出すものはないだろうと、こういうふうに、整理すればなるということですね。

○政府委員(石川晃夫君) まあ、考え方としてはそういうことでございまして、私たちが、将来の宇宙開発というものを考えまして、できるだけ協賛出資というところをお願いしたい、額もあまり大きな額になるとは思いませんし、たぶん一億以下という額にとどまるのではなからうかというふう存じております。

○森中守義君 私は専門家でないからよくわからぬけれども、大体どのくらいの時限で一定の開発を軌道に乗せるのですか。それに必要な予算はどのくらい見込んでおるのですか。たいした金じゃないと言われるけれども、相当な金じゃないのかな。

○政府委員(石川晃夫君) 現在、その経費等につきましては宇宙開発委員会において検討を進めているわけでございますが、当面の私たちの試算としては、Qロケットにつきましては、これは当面は電離層観測衛星になるわけでございますが、大体それまでに五百億というふうにお考えしております。それからNロケット、これを上げる時点におきましては千五百億程度必要となるといふふうに考えております。

○理事(矢追秀彦君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(矢追秀彦君) 速記を起こして。

では三時半まで休憩をいたします。

午後三時四分休憩

午後三時三十分開会

〔理事矢追秀彦委員長席に着く〕

○理事(矢追秀彦君) ただいまから委員会を再開いたします。

本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○理事(矢追秀彦君) この際、連合審査会に関する件についておはかりいたします。

宇宙開発事業団法案について通信委員会から連合審査会開会の申し入れがございました。これを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(矢追秀彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会の開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(矢追秀彦君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

五月九日本委員会に左の案件を付託された。

〔予備審査のための付託は四月二日〕

一、宇宙開発事業団法案

宇宙開発事業団法案

〔目的〕 (小字は衆議院修正の部分)

第一条 宇宙開発事業団は、○人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 三 一四 いろいろ いろいろ

四 二 一一 もちろん、

第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

三 二 一五 スプーニク、シ

五 二 一九 経済、

六 一 一〇 なるば

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

一 二 一一 会議者 議長者

三 四 四一 科学技術 科学技術

二

昭和四十四年五月二十四日印刷

昭和四十四年五月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局